

議案第49号

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="344 347 436 379">附 則</p> <p data-bbox="280 408 416 440">(施行期日)</p> <p data-bbox="268 469 351 501">1 略</p> <p data-bbox="280 529 501 561">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="268 590 1084 683">2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</p> <p data-bbox="280 711 698 743">(この条例の失効に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="268 772 351 804">3 略</p>	<p data-bbox="1207 347 1299 379">附 則</p> <p data-bbox="1142 408 1279 440">(施行期日)</p> <p data-bbox="1131 469 1214 501">1 略</p> <p data-bbox="1142 529 1364 561">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="1131 590 1946 683">2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</p> <p data-bbox="1142 711 1561 743">(この条例の失効に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1131 772 1214 804">3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。